

民間発注者の皆様へ

～ 建設工事発注時の留意事項 及び 改正建設業法等の概要 ～

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課

建設工事発注時の留意事項①

- 建設業は、技能労働者等の高齢化や若年労働者等の減少により、将来の担い手確保が喫緊の課題となっています。また、令和6年度から時間外労働時間の上限規制が適用されるため、長時間労働の是正等をはじめとする働き方改革等への対応も急務となっています。

これらの課題解決に向け、改正建設業法に著しく短い工期の禁止などの規定を追加するとともに、建退共の掛金充当の徹底など、国土交通省と業界団体等が一体となって様々な取組を進めていますが、取組を確実なものにするためには、

発注者の皆様の理解と協力が不可欠です。本資料は、発注者に適用される規定をまとめたものです。

建設工事を発注される際には、ご協力等をお願いいたします。

	建設業の状況	建設業	全産業等
建設業就業者	ピーク時から 28.2%減少	H9 685万人→R2 492万人	
55歳以上の割合	全産業より 4.9%高い	36.0%	31.1%
29歳以下の割合	全産業より 4.8%低い	11.8%	16.6%
年間実労働時間	調査産業計より 364時間長い	1985時間	1621時間
休日の状況（技術者）	4週8休 19.5%	5.59日（4週）	—

① 著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止！

改正建設業法が令和2年10月1日に施行され、技能労働者の長時間労働等を是正するため、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止（変更契約にも適用）されました。

この規定は、民間も含む、発注者にも適用され、違反をした場合は「勧告」、従わない場合は「公表」されます。

工期の設定にあたっては、工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会 勧告）を踏まえ、建設業者（元請）との適切な協議を通じて、適正な工期の確保をお願いいたします。

なお、同法の改正に伴い、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」が改訂（令和2年9月）され、建設業法上違反となるおそれがある行為事例を示していますのでご確認をお願いいたします。

建設工事発注時の留意事項②

② 建退共の掛金納付に係る受注者費用は適正に負担を！

現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される建退共制度（※）については、公共工事・民間工事を問わず適用されますので、民間工事においても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われることが必要です。

建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解され、これらの費用を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがありますので、建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮等をお願いいたします。

※建退共制度：中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度。

建設業を営む事業主の方が、対象となる雇用者の方々の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その方々が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（建退共）から退職金が支払われます。

③ 建設キャリアアップシステムの活用及び環境整備へのご配慮について

建設キャリアアップシステム（※CCUS）については、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民一体となって取組を進めています。今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、CCUSを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者によるCCUSの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮をお願いいたします。

※CCUS：技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成31年4月から運用を開始。

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>
✓原則、月45時間 かつ 年360時間
✓特別条項でも上回ることの出来ないもの:
・年720時間(月平均60時間)
・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
・単月100時間未満
・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>

年齢区分	技能者数(万人)	割合(%)
65歳以上	82.8	25.2
60~64歳		
55~59歳		
50~54歳		
45~49歳		
40~44歳		
35~39歳		
30~34歳		
25~29歳		
20~24歳		
15~19歳		
30歳未満	36.5	11.1

3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法律の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1)長時間労働の是正(工期の適正化等)
■ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
■ 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。
(2)現場の処遇改善
■ 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
■ 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

(1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進
■ 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
(i)元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
(ii)下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。
(2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
■ 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

■ 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
■ 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者>

<下請の主任技術者>

◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の**工期に関する基準**を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

- 改正建設業法（令和2年10月施行）により、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。違反した場合、国土交通大臣等による勧告・公表が可能となった。
- また、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることとされた。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、適正な工期を確保するための基準

第1章 総論

- （1）背景 （2）建設工事の特徴 （3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 （4）本基準の趣旨 （5）適用範囲
- （6）工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- （1）自然要因 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- （2）休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- （3）イベント 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- （4）制約条件 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- （5）契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- （6）関係者との調整 工事の前に実施する計画の説明会 等
- （7）行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- （8）労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- （9）工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- （10）その他 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- （1）準備 （2）施工 （3）後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

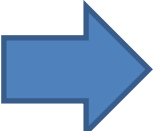
- （1）住宅・不動産 （2）鉄道 （3）電力 （4）ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、優良事例として整理

第6章 その他

- （1）著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- （2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- （3）基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる



○工期に関する基準について、関係省庁と連携した民間発注者団体への周知を含めて、広く関係者への周知徹底を図っているところ。
○令和3年度は、民間工事における工期の実態調査等を実施予定。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要(H23. 8策定、最終改訂R2. 9)

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約（建設業法**第19条第1項**、第19条の3）
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. **著しく短い工期の禁止**（建設業法**第19条の5**）
4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）

6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）
8. 支払（※**建設業法第24条の3第2項**、第24条の6）
- 9-1. 独占禁止法との関係
（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
- 9-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

○改訂内容の概要

【その他改訂内容】

- 1. 見積条件の提示等（改正法第20条の2関係）
- 2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）
- 8. 支払（2）請負代金を手形で支払う場合の留意事項（改正法第24条の3第2項関係）

3. 工期

(1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、建設工事の受注者である建設業者（元請）に許可をした許可行政庁（※）は、当該建設工事の発注者に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第179号、令和2年9月30日）参照）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ② 受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ③ 受注者の責めに帰さない理由により、当初の請負契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の請負契約の工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

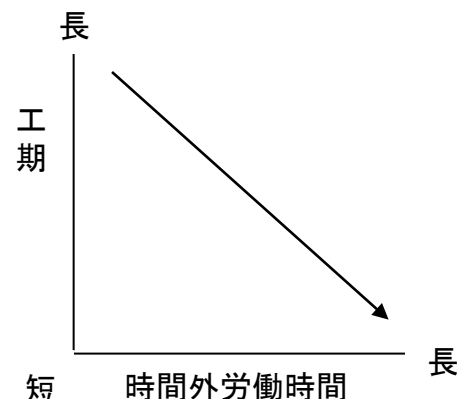
著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

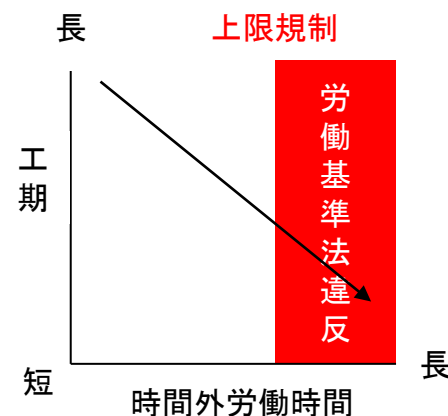
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】

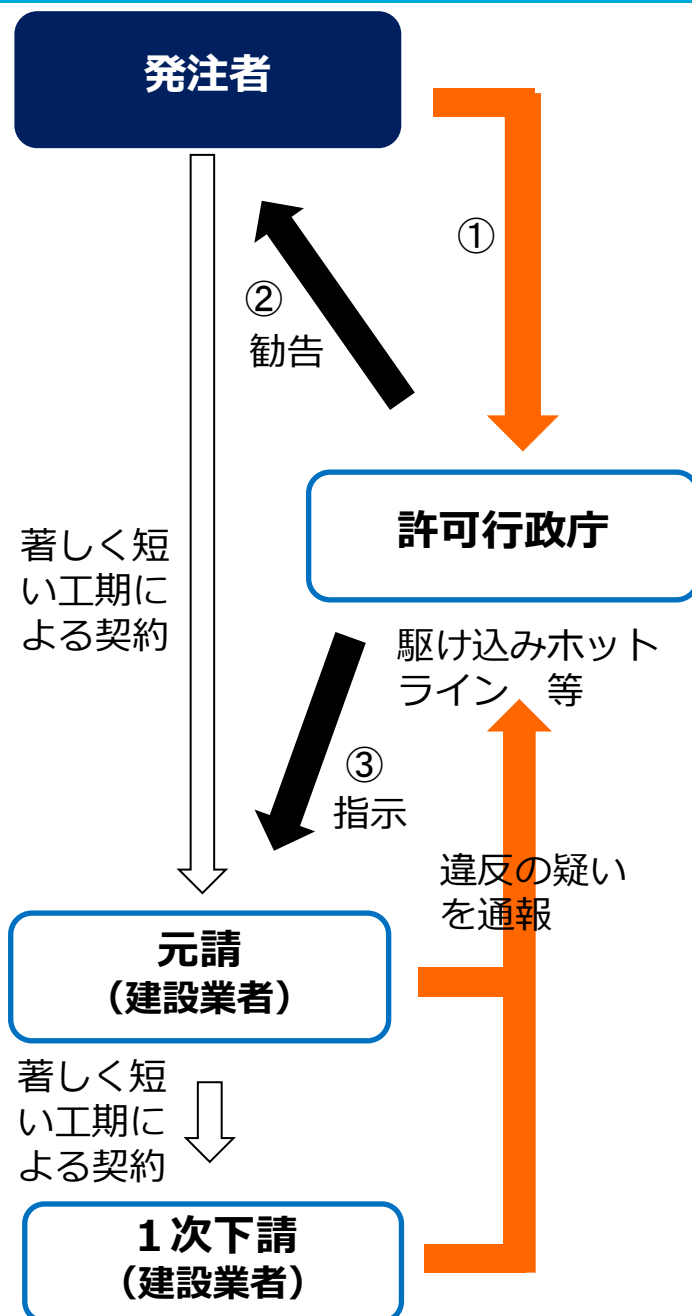


【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。



① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 （略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能。

※勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限は、500万円（建築一式工事にあつては1,500万円）。

<建設業法>

第十九条の六 （略）

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

主な民間発注者団体の長 へて通知 (国土交通省土地・建設産業局建設業課長 (国土入企第4号、令和2年4月1日))

(略) 貴団体傘下の企業へ周知していただくとともに、下記について、ご協力及びご配慮をお願いいたします。

○留意事項③ (建設キャリアアップシステムの活用及び環境整備へのご配慮について) 関係

1. (略) 建設キャリアアップシステムの現場での活用を促進するためには、民間発注工事においても、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等の円滑な実施など、建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、元請事業者はじめ建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をいただくようお願いいたします。

○留意事項② (建退共の掛金納付に係る受注者費用は適正に負担を) 関係

2. (略) 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要です。

官民施策パッケージでは、(略) 民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和5年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたところでありますが、貴団体におかれては、建設産業における建退共制度の意義と運用徹底の趣旨について十分ご理解いただくとともに、建設業者団体あての要請において、民間発注工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところでありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されるため、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮をお願いいたします。

○ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について

○改訂内容の概要

9. 関係法令

9-2 社会保険・労働保険（法定福利費）等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、**発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。**

また、受注者が、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者である場合、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、上記の法定福利費と同様に、適正に確保することが必要である。

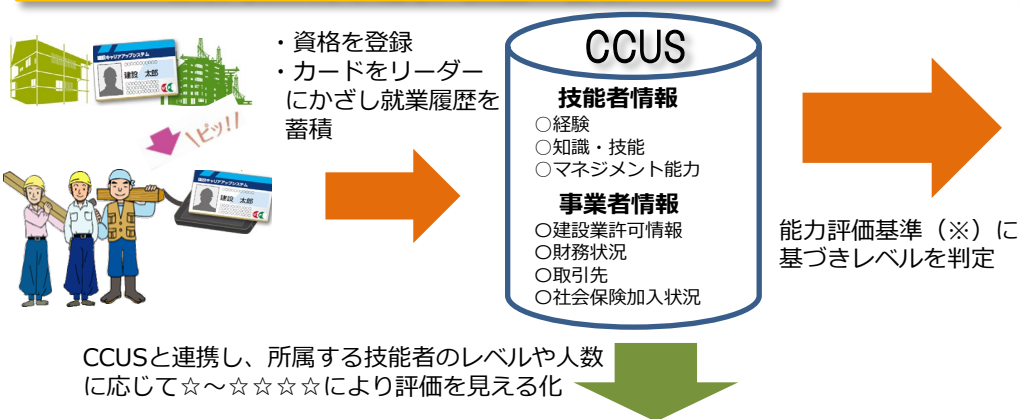
参考：建設業法(昭和24年法律第100号)【抜粋】

第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

- 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

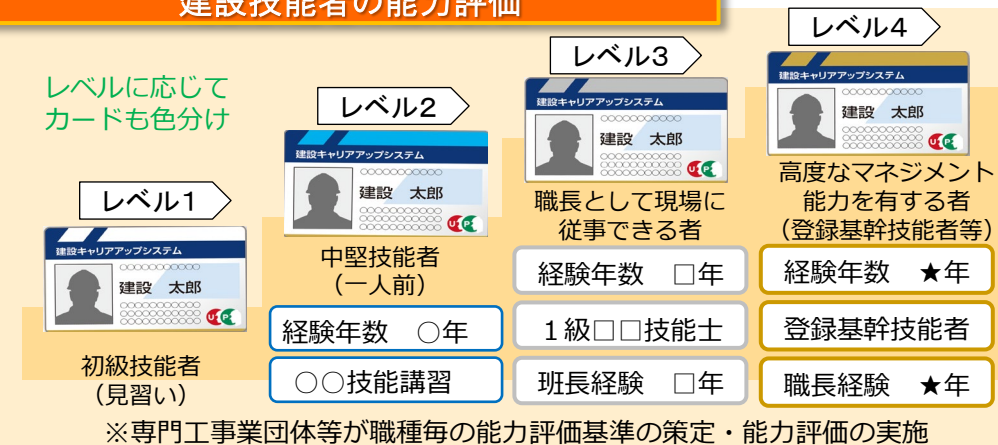
業界横断的な経験・技能の蓄積



専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標
	社員数	取引銀行；△△銀行〇〇支店
施工能力 ☆☆☆☆	専門工事業団体加入	取引先；●●建設、▼▼工務店
	建設技能者の人数	〇〇名（適用）
	施工現場	専門工事業団体に加入
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	キャリアアップカードの保有人数 〇〇名
コンプライアンス ☆☆☆☆	社会保険加入状況	キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名
		■●病院、□□ビル
		建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
		雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設技能者の能力評価



（例）各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額		
		レベル4	レベル3	レベル2
型枠技能者	（一社）日本型枠工事業協会	820～620万円	640～590万円	550万円
機械土工技能者	（一社）日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円
トンネル技能者	（一社）日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100～850万円	750～500万円
基礎ぐい工事技能者	（一社）全国基礎工事業団体連合会	723～620万円	673～576万円	462～344万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
- ・社保加入確認：**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
- ・公共工事等での活用：国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
- ・レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
- ・更なる利便性向上：**顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための**建設キャリアアップシステム**について、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障**と**コンプライアンス問題解決**のため、**建退共**におけるCCUS活用を**官民一体**となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評価にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評価にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4～5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ**

- 14

技能者の登録料

●簡略型登録料：2,500円 (据置)

※簡略型登録はインターネット申請のみ

●詳細型登録料：4,900円

(簡略型から詳細型への移行：差額2,400円)

※登録は、最初の登録から10年間有効
(カードに有効期限を記載)

※更新(再登録)時には、その時点のレベル
に従ったカードが交付

- 詳細型登録により、能力評価(レベル判定)への活用が可能(レベル判定料：4000円/回)

※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する

- 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能

事業者の登録料・利用料

①事業者登録料(5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新
※一人親方の方は事業者登録料は無料
※個人事業主の方の登録料は6,000円

②管理者ID利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」と「管理者ID」を利用することで、最大3階層を設け、支店等单位で管理可能

ID数	料 金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

元請事業者のみ

③現場利用料※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積(カードタッチ)1回ごとに料金が発生※
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料 金
1回	10円

※既存民間システムとCCUSの自動連携(API連携)が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能(この場合も、現場利用料は発生)

建設キャリアアップシステム

建設業の今とこれからをみんなで支える

概要編

建設キャリアアップシステム



point ① 技能者の処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップや建退共で退職金を積み立てて、処遇の改善を実現します。

point ② 明確なキャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベルに分けて評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となります。

point ③ 施工能力の見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保ができます。

技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 ➡ 青 ➡ 銀 ➡ 金)カードを交付して評価。

事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標として、あらゆる工事で完全実施！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です

	システムへの登録	現場の登録と就業履歴の蓄積
技能者	技能者にカードが交付されます。 登録はインターネットや窓口で申請が可能です。	IDとパスワードでログイン 現場に設置されたカードリーダーなどでカードを読み取り、就業履歴を蓄積します。 情報を閲覧画面でチェックしたり、帳票の出力ができます。
事業者		元請・下請が協力して施工体制や作業員名簿を登録します。(作業員名簿の登録は、技能者のレベル評価に必須です) 元請が現場を登録しカードリーダーを設置します。

登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 新規登録には、早くて安心な窓口(認定登録機関)がおすすめです。

技能者のメリット

- カードのレベルアップで処遇改善
- 仕事の記録を貯めて実力を証明
- 若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ
- 将来的にはカード1枚で資格証の持参が不要

事業者のメリット

- 技能者を育てると施工能力評価がアップし、仕事が増大
- 現場の事務作業が省力化できる
- 担い手となる若い人にアピールできる
- 公共工事の入札で評価アップ

「ビッ！」とカードをタッチすると、建退共で退職金の掛金310円が積み立てられます。

電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。

元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。

CCUSのダウンロードとアップロードのやり取り。

就業履歴の作成ツール。

就業状況の把握。

CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。

建設キャリアアップシステムHP 申請方法や最新情報のチェックはこちらから <https://www.ccus.jp/>

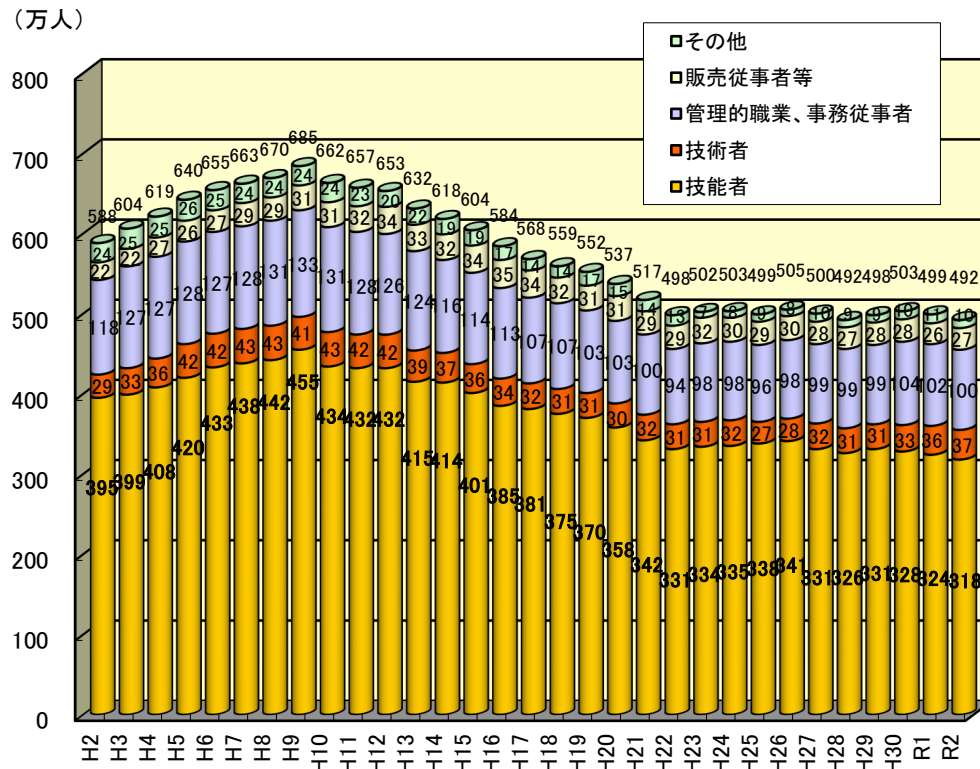


※建退共の掛金は、令和3年10月より320円に改定されました。

建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)

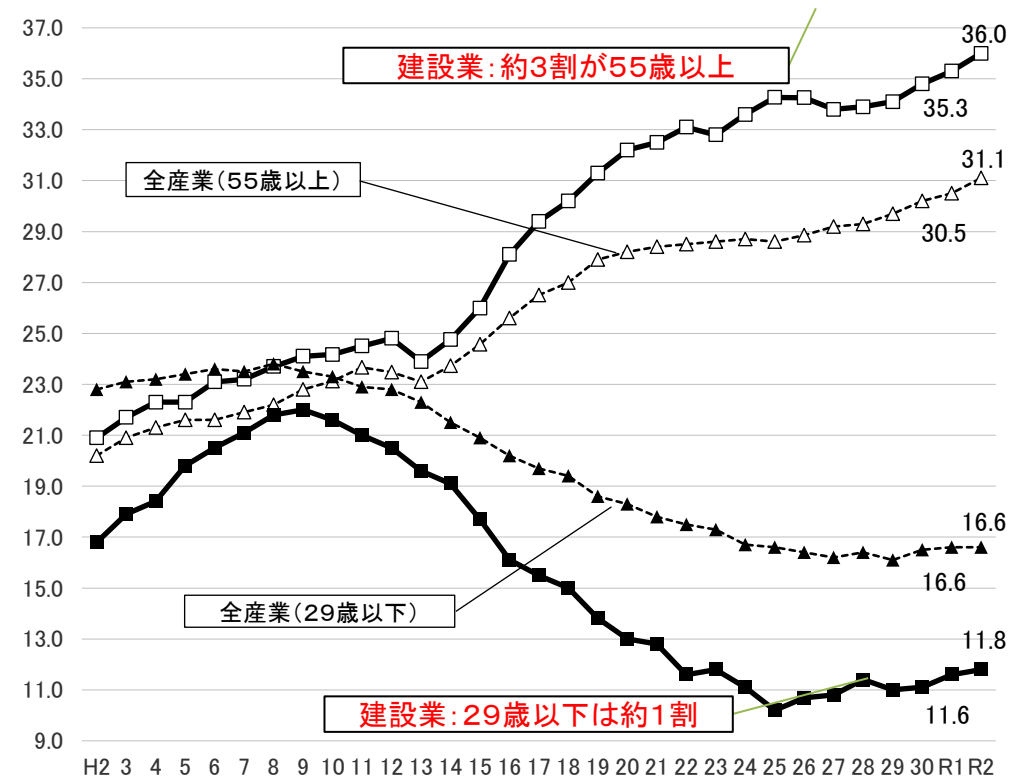


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

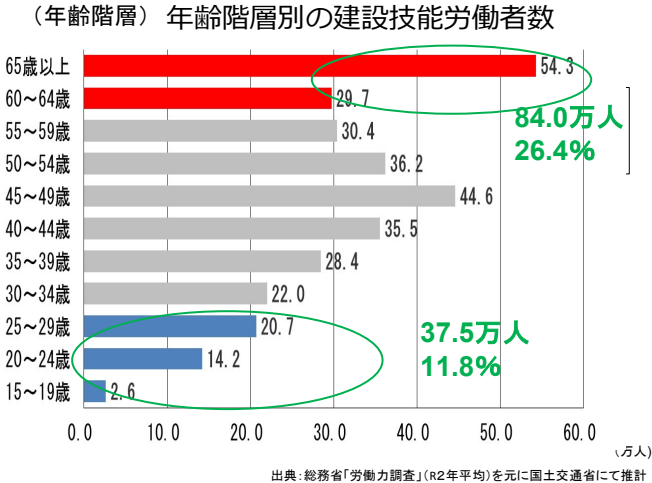
- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%

出典: 公共事業労務費調査

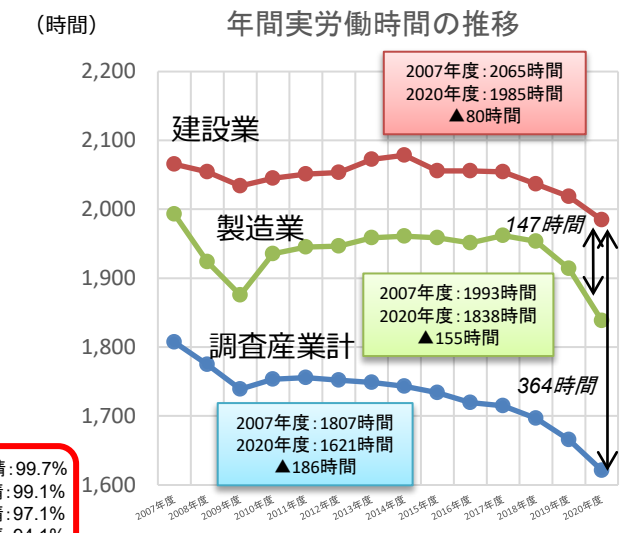
給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

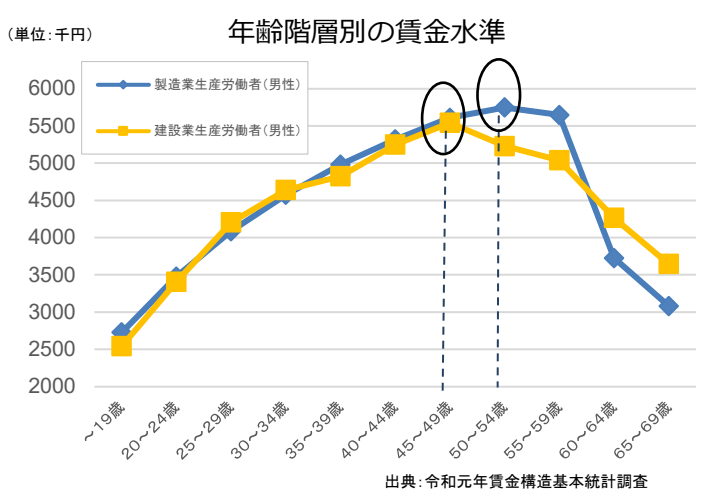
	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

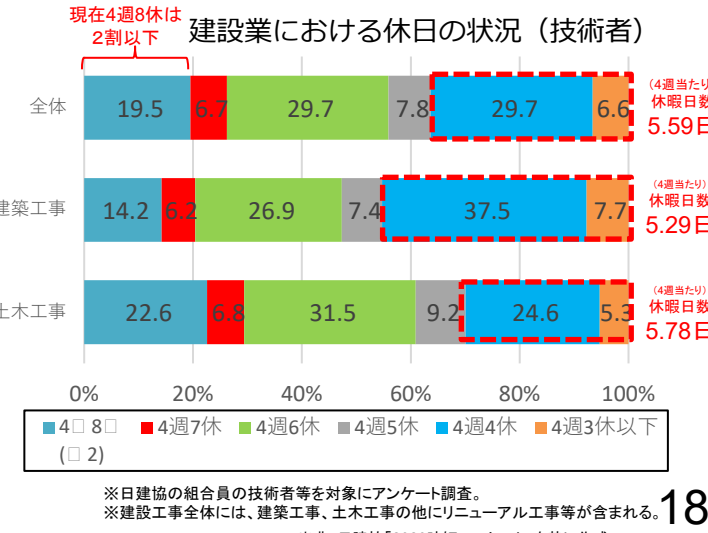
建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。



○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。



改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	《同左》 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
36協定の 限度	《厚生労働大臣告示:強制力なし》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	《労働基準法改正により法定:罰則付き》 (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① <u>年720時間</u> (月平均60時間) …第36条第5項 ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b. <u>単月100時間未満</u> (休日労働を含む) …第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない</u> (※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

【関係資料：国土交通省HP】

（工期に関する基準）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版））

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001417691.pdf>

（建設キャリアアップシステム）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL:092-471-6331（代表）

○著しく短い工期について

指導係 （内線 6150・6130）

○建設キャリアアップシステムについて

連携推進係 （内線 6160・6142）